

**FAO/WHO コーデックス
トレーニングパッケージ**

**第 2 節
コーデックスの組織を理解する**

モジュール 2.4

自国はどの部会に関与すべきか

どの部会にわが国は参加すべきか

- 全ての部会は、コーデックス手続きマニュアルで述べられている特定の委任事項を持っている
- 優先順位決定の基礎—国の優先事項を関係する下部機関にあわせる
- 国は限りある資源の大部分を使用する必要がある

食品添加物および汚染物質部会 (CCFAC)

- 最大許容値または指針値を確立し承認する
- JECFA による評価のため、優先事項リストを準備する
- 食品添加物に関する同一性と純度の仕様書を勧告する
- 分析方法を検討する
- 関連する問題の規格とコードを検討し、策定する

食品衛生部会 (CCFH)

- 食品衛生に関する基本的な規定案を作成する
- 他のコーデックス部会によって準備された衛生規定を検討し、必要に応じて修正、承認する
- コーデックス委員会によって委託された特定の衛生問題を検討する
- 微生物学的リスクアセスメントの領域を示唆し、優先順位をつける
- 食品衛生に関連する微生物学的リスクマネジメント問題を検討すること

食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

- 輸出入国の管理当局による措置の適用と、また適切な場合には品質保証システムの利用に対する方法や手続きを調和させるという目的で、原則や指針を作成する
- 公的な証明書フォーマット、申告、言葉づかいに関する指針や基準を作成する
- 情報交換に関する勧告をする
- 必要に応じて他の国際グループと協議する
- CAC により委託された他の問題を検討すること

食品表示部会 (CCFL)

- 表示に関する規定案を作成する
- 他のコーデックス部会によって準備された表示に関する特定の規定案を承認する
- 特定の表示問題を研究する
- 表示内容や誤認を招く説明に特に考慮して、食品広告に関連する問題を研究する

モジュール 2.4 (続き)

一般原則部会 (CCGP)

- ・ 手続きと一般事項を処理する(手続き規則など)
- ・ ガイドラインを作成する(コーデックス委員会のために)
- ・ 経済的影響の言明を調査するためのメカニズムを作成する
- ・ 食品に関する国際貿易の倫理コードを確立する

分析及びサンプリング方法部会 (CCMAS)

- ・ コーデックスの分析とサンプリングの方法に適する基準を定義する
- ・ 調整組織として働くこと
- ・ 必要とされる場合には、サンプリング計画と手続きを策定する
- ・ 特定のサンプリングと分析の問題を検討する
- ・ コーデックス文書で提案された分析方法を承認する
- ・ 実験室のための品質保証制度と同様、食品実験室の熟練度の評価に関する手続き、計画、指針または関連文書を確定する

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

- ・ 特定の栄養問題を研究する
- ・ 一般規定案を作成する
- ・ 特殊用途食品に関する規格、指針、関連文書を作成する
- ・ 他のコーデックス規格で提案された栄養面に関連する規定を検討し、必要に応じて修正し、承認する

残留農薬部会 (CCPR)

- ・ 食品中の残留農薬の最大基準値を確定する
- ・ 特定の動物飼料中の残留農薬の最大基準値を確定する
- ・ JMPR による検討のために農薬の優先リストを準備する
- ・ 残留農薬の測定のためのサンプリングと分析の方法を検討する
- ・ 環境および産業汚染物質の最大基準値を確定する
- ・ CAC によって委託された他の問題を検討する

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

- ・ 食品中の動物用医薬品の残留を検討するための優先事項を決定する
- ・ そのような物質の最大基準値を勧告する
- ・ 実施規範を作成する
- ・ 食品における残留動物用医薬品残留の測定のためのサンプリングと分析の方法を検討する

油脂部会 (CCFO)

- ・ マーガリンやオリーブオイルを含む、動物性と植物性、海洋性の油脂の世界的な規格を作成する

モジュール 2.4 (続き)

魚類・水産製品部会 (CCFFP)

- ・ 生鮮、冷凍（急速冷凍を含む）または別の方法で加工された魚、甲殻類、軟体動物に関する世界的な規格を作成する

生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

- ・ 世界的な規格と実施規範を作成する
- ・ 世界的規格と実施規範の作成の際に、UN/ECE の腐敗しやすい生産物の規格化に関するワーキンググループと協議する
- ・ 必要に応じて他の国際機関と協議する

食肉衛生部会 (CCMH)

- ・ 世界的な規格および/または食肉衛生に適切と考えられる場合には実施規範を作成する

乳・乳製品部会 (CCMMP)

- ・ 乳および乳製品に関する世界的な規格、コード、関連文書を作成する

加工果実・野菜部会 (CCPFV)

- ・ 急速冷凍された果実および野菜に対する（しかし、乾燥プルーンや果汁・野菜ジュースは含まない）世界的な規格の作成する

穀物・豆類部会 (CCCPL)

- ・ 穀物、豆類とそれらの製品に適用される世界的規格と実施規範を作成する

モジュール 2.4 (続き)

ココア製品・チョコレート部会 (CCCPC)

- ・ ココア製品とチョコレートに関する世界的な規格を作成する

この部会は現在、無期限で休会している

ナチュラル・ミネラル・ウォーター一部会 (CCNMW)

- ・ ナチュラル・ミネラル・ウォーターに関する世界的な規格を作成する

この部会は現在、無期限で休会している

糖類部会 (CCS)

- ・ 全タイプの糖類および糖類製品のために世界的な規格を作成する

この部会は現在、無期限に休会している

植物タンパク質部会 (CCVP)

- ・ 人の消費に用いられる、植物界の構成要素に由来する植物性タンパク製品に関する定義と世界的規格を作成し、そのような植物タンパク製品の食品供給システムにおける利用や、栄養要件、安全性、および表示、そして適切とみなされる場合には、その他の観点についての指針を策定する

FAO/WHO 地域調整部会

- ・ 食品規格と食品コントロールに関する地域の問題とニーズを確定する
- ・ 提案されている規制イニシアティブや食品コントロールにより生じる問題に関して、部会内での相互の情報交換のための接触を促進し、食品コントロールのインフラ強化を奨励する
- ・ コーデックス委員会に対し、将来世界的な市場をもつ可能性がある部会がみなす製品を含め、地域にとって関心のある製品に対する世界的な規格を作成するよう、勧告する

FAO/WHO 地域調整部会 (続き)

- ・ 地域内の貿易でのみ、またはほぼ地域内貿易でのみ移動する食品に対する地域規格を作成する
- ・ その地域にとって特に重要であるコーデックス委員会の作業の側面に対して、コーデックス委員会の関心を引く
- ・ その地域内の国際政府機関と国際非政府組織によってなされる地域的な食品規格作業の調整を促進する
- ・ 地域のために一般的な調整の機能と、コーデックス委員会によって委任されるかもしれないその他の機能を果たす
- ・ 加盟国によるコーデックス規格と残留基準値の受け入れを促進する

モジュール 2.4 (続き)

バイオテクノロジー応用食品特別部会

- ・ 現代バイオテク由来の食品に関して規格、指針あるいは他の原則を策定する
- ・ 現代バイオテク由来の食品に関連する任務内で、適切なコーデックス部会を調整し、それらと親密に協力する
- ・ 国の当局、FAO、WHO、他の国際組織によって実施された既存の作業を考慮に入れる

果汁・野菜ジュース特別部会

- ・ 一般的な規格を優先しながら、果実および野菜ジュースまた関連製品に対する、現行のコーデックス規格と指針を改訂し、統合する
- ・ 分析とサンプリングの方法を改訂・最新化する
- ・ 第 28 回コーデックス委員会会合 (2005) 以前に作業を完了させる

コーデックス部会と特別部会は、委任事項の責任内にある規格、指針と勧告の作成に関する公開討論の場を提供する

**FAO/WHO コーデックス
トレーニングパッケージ**

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.5

**コーデックス部会はどのように機能する
か**

部会はどのように機能するか

- ・ 部会の機能
- ・ 部会と特別部会の構成
- ・ 会議のための準備業務
 - －ホスト事務局の役割
 - －コーデックス事務局の役割
- ・ 会議の運営

部会の機能

- ・ 優先事項をリストにする
- ・ 安全性と品質の要素を検討する
- ・ 対象とされる製品の種類と範囲を検討する
- ・ コーデックス規格案を準備する
- ・ 作業の進捗状況をコーデックス委員会の各会合で報告する
- ・ 既存の規格を見直し、必要に応じて修正する

部会と特別部会の構成

- ・ 議長
- ・ メンバー：
 - －部会の会員資格はコーデックス委員会のメンバーすべてに開かれている
 - －地域調整部会のメンバーはその地域に属す国あるいは当該国のグループのみに開かれている
- ・ オブザーバー：
 - －国際非政府組織はオブザーバーとして部会と特別部会に参加することができる
 - －地域調整部会に関して、その地域にない国がオブザーバーとして参加することができる

会議の準備

- ・ ホスト国の部会事務局
 - －運営を補佐する職員
 - －適切なワープロと文書複写設備
 - －会議で使われるすべての言語の同時通訳
 - －翻訳サービス

ローマのコーデックス事務局と緊密に作業する

招待状

- ・ 部会の題名
- ・ 開会の日時と会合の閉会の日
- ・ 会合の場所
- ・ 使用される言語
- ・ 各部会の議長と協議しながら、FAO と WHO の事務局長によって予定される会議

モジュール 2.5 (続き)

招待状 (続き)

- ・ 代表団長と他の代表メンバーの名前に関する要求
- ・ 宿泊施設に関する情報も含まれる場合がある

暫定的議題

- ・ 暫定的議題はコーデックス事務局と協議しながらホスト国の事務局（あるいは議長）によって準備され、以下の項目が盛り込まれる。
 - －議題の採択
 - －報告者の選考（必要と考えられる場合）
 - －議論される問題に関連する項目
 - －その他の作業
 - －次回会合の日と場所
 - －報告書案の採択

文書の準備と配布

- ・ 会合のための文書は（事務局により）会合の開会の少なくとも2ヶ月前までに配布されるべきである。
- ・ 関連する文書が以下に送られるべきである。
 - －すべてのコーデックス・コンタクト・ポイント
 - －会合でオブザーバー資格を持つ国際政府機関と国際非政府組織
 - －受け取った返答に基づき他の参加者

文書の準備と配布 (続き)

- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントは、文書が自国の当該者に確実に配布されることに責任をもつだろう
- ・ 会合前の配布に間に合わずに届けられた文書は会合で配布されるだろう。これらは、会議室文書(CRD)として知られる。

会議の運営

- ・ 部会と特別部会の会議は公開で開催される
- ・ ホスト国は公式の開会に責任を持つ
- ・ 会議は手続き規則に基づいて運営される
- ・ 議題の採択
- ・ 議長は全ての質疑が十分に議論されることを確保する
- ・ 会合に参加していないメンバーの書面でのコメントが部会で議論されることを確保する

会議の運営 (続き)

- ・ 発言[介入]
 - －議長に許可された場合のみ発言する
 - －1つの問題に1度だけ発言する
 - －発言は明確に簡略に行う（2分）
 - －通常、代表団長のみが発言する
 - －メンバーとオブザーバーは発言できる
- ・ 議長は議論を要約し、また常にコンセンサスに達するように試みるべきである

モジュール 2.5 (続き)

会議の報告書

- ・ 事務局によって準備され、部会によって採択される
- ・ 部会の決定は明確に述べられるべきである
- ・ 事項が他のコーデックス部会による注目を必要とする場合、明確に述べる
- ・ 適切な要約を含む
- ・ 付記：
 - －参加者のリスト
 - －部会により修正された規格案

結論として…

- ・ コーデックス部会の組織と運営は手続き規則に従う
- ・ ホスト国事務局とコーデックス事務局に関する重要な役割

**FAO/WHO コーデックス
トレーニングパッケージ**

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.6

コーデックスはどのように規格を策定するか

コーデックスはどのように規格を策定するか

- ・ 要請の由来
- ・ 規格を作成するための基準
- ・ 策定手続き—5 ステップ、8 ステップ
- ・ コーデックス規格の改定

新しい規格を提案する場合の考慮事項

下部機関（すなわち、部会と特別部会）は、規格、行動範または関連文書の策定を提案する前に以下の点を検討すべきである：

- ・ 下部機関の委任事項
- ・ 作業と戦略計画の関係性
- ・ コーデックス委員会によって現在実施されている、関連するすべての戦略プロジェクト
- ・ 妥当な時間枠で作業を完成させる実行可能性

プロジェクト文書—第 1 ステップ

委員会の下部機関が規格または関連文書の策定を検討する際、プロジェクト文書を準備するだろう。

このプロジェクト文書は以下の点を含む：

- ・ 規格案の目的
- ・ コーデックスの戦略上の目的との関連性の指摘
- ・ 規格案の範囲
- ・ 作業の優先順位確定のための基準に照らした評価

プロジェクト文書（続き）

- ・ 作業の完成に関して提案される締め切り
- ・ 専門家による助言の必要要件の確定
- ・ 発展途上国のニーズに関連する問題の確定

一般問題のための基準

一般問題に関する提案は、以下の基準に照らして評価されるべきである：

- ・ 消費者の健康保護と、食品貿易における不正な慣行の防止に対する貢献
- ・ 国の法律の雑多な状態と、国際貿易に対する明白な結果または潜在的な影響
- ・ 実施される作業の範囲と作業の様々な部分の間の優先順位の確立
- ・ この分野において既に他の国際機関によって実施されている作業

個別食品規格の基準

個別食品規格の案は以下の基準に照らして評価されるべきである：

- ・ 消費者の健康保護と不正な慣行の防止への貢献
- ・ 個々の国における生産および消費量と国家間の貿易量およびパターン
- ・ 国の法律の雑多な状態と、国際貿易に対する明白な結果または潜在的な影響

個別食品規格の基準（続き）

個別食品規格の案は、以下の基準に照らして評価されるべきである：

- ・ 国際的または地域的市場の可能性
- ・ 規格化に対する食品の耐性
- ・ 既存の、あるいは提案されている一般規格によって重要な消費者保護および貿易問題が対象とされている範囲
- ・ 未加工、半加工または加工製品が規格に含まれるかを示す、個別の規格を必要とするであろう商品の数

コーデックス作成手続きの重要な原則

- ・ 包括性
- ・ 透明性

策定手続き（通常の 8 ステップ）

ステップ 1：コーデックス委員会が規格を策定することを決定し、その作業を部会へ委託する。規格を作成するという決定は、部会によってもなされる。

ステップ 2：コーデックス事務局は提案された規格案の準備を手配する。

ステップ 3：提案された規格案は政府と国際機関にコメントを求めて送られる。

ステップ 4：事務局は、規格案の検討と起こりうる修正のために、コメントを部会に転送する。

策定プロセス（通常の 8 ステップ）（続き）

ステップ 5：提案された規格案は、規格案として採択するため、事務局を通して委員会へ送られる。

ステップ 6：規格案はコメントを求めて政府と国際機関に送られる。

ステップ 7：事務局は部会にコメントを転送する。

ステップ 8：規格案は、コーデックス規格として採択するため、事務局を通して委員会に提出される。

策定プロセス（5 ステップの加速手続き）

ステップ 1：コーデックス委員会は加速手続きの使用を決定する 3 分の 2 以上の投票に基づき規格を策定することを決定し、作業を部会に委託する。

ステップ 2：事務局は提案された規格案の準備を手配する。

ステップ 3：提案された規格案は、コメントを求めて政府と国際機関に送られる。規格が加速手続きに従う場合、コーデックス委員会のメンバーと国際組織に通知される。

モジュール 2.6 (続き)

策定プロセス (5 ステップの加速手続き) (続き)

ステップ 4: 事務局は提案された規格案の検討と修正のためにコメントを部会へ転送する。

ステップ 5: 加速手続きに従う提案された規格案は、コーデックス規格としての採択するため、メンバーと国際機関からのすべての書面での提案とともに、事務局を通してコーデックス委員会へ送られる。

結論として…

- ・ 手続きを設ける—コーデックス手続きマニュアル
- ・ 折にふれて、特定の問題について新しい部会が臨時に形成される
- ・ コーデックス委員会もしくは執行委員会は新しい規格の作成と、新しい作業をどの部会に委託するかについて決定する

モジュール 2.7

FAO/WHO コーデックス トレーニングパッケージ

第 2 節 コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.7
コーデックス文書を理解する

コーデックス文書を理解する

- ・ 異なる種類のコーデックス文書に対して、付番システムが明確に確立されている
- ・ 開始年と関連する下部機関への参照がしばしば含まれている

コーデックス文書は 6 つのカテゴリーに分けられる

- ・ コーデックス手続きマニュアル
- ・ ALINORMS
- ・ 部会のワーキングペーパー(CXs)
- ・ 会議室書類(CRDs)
- ・ 回覧状(CLs)
- ・ 採択された文書

ALINORMS

コーデックス委員会、部会、特別部会の報告書とコーデックス委員会会合に対する作業文書

例：ALINORMS 03/26/xx

03=コーデックス委員会会合の年
26=コーデックス委員会の第 26 回会合
xx=連続的な数、必ずしも議題番号となるわけではない

ALINORMS の例

ALINORM 04/22

04=報告書が提出される予定の委員会会合の年
22=部会の識別番号、この場合は食品表示部会

部会のワーキングペーパー

参照システム

- ・ 「CX」は最初に表示
- ・ 部会コード (FH、FAC など)
- ・ 年 (2 桁の省略形)
- ・ 連続番号

モジュール 2.7 (続き)

ワーキングペーパーの参照の例

CX/FH 04/7

CX=コーデックス

FH=食品衛生

04=2004 (会議が開催される年度)

7=連続番号(いくつかの議題項目が1つ以上の文書を持つ可能性があるため、連続番号は必ずしも議題番号を指す必要はない。)

ワーキングペーパーに関するコーデックス文書の参照システム

コーデックス執行委員会	CX/EXEC
一般原則	CX/GP
食品添加物・汚染物質	CX/FAC
食品衛生	CX/FH
食品表示	CX/FL
分析及びサンプリング方法	CX/MAS
残留農薬	CX/PR
食品残留動物用医薬品	CX/RVDF
食品輸出入検査・認証制度	CX/FICS

ワーキングペーパーに関するコーデックス文書の参照システム (続き)

栄養・特殊用途食品	CX/NFSDU
穀物・豆類	CX/CPL
ココア製品・チョコレート	CX/CPC
油脂	CX/FO
魚類・水産製品	CX/FFP
乳・乳製品	CX/MMP
食肉衛生	CX/MH
ナチュラル・ミネラル・ウォーター	CX/NMW
加工果実及び野菜	CX/PFV
糖類	CX/S
植物タンパク質	CX/VP
生鮮果実・野菜	CX/FFV

ワーキングペーパーに関するコーデックス文書参照システム

アフリカ地域調整部会	CX/AFRICA
アジア地域調整部会	CX/ASIA
ヨーロッパ地域調整部会	CX/EURO
ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会	CX/LAC
近東地域調整部会	CX/NEA
北アメリカ・南西太平洋地域調整部会	CX/NASWP
バイオテクノロジー応用食品特別部会	CX/FBT
果汁・野菜ジュース特別部会	CX/FJ

回覧状

- ローマの事務局からコーデックス委員会の加盟国とオブザーバー資格を持つ組織へ送られる文書
- 回覧状は、年度と部会固有の記号を含み、連続的に付番される

例：CL2001/24-GP

2001=回覧状が出された年度

24=24番目の文書

GP=一般原則

会議室書類

- コーデックス会合でのみ配布され、すべてのコーデックス加盟国とオブザーバーに対してより広範囲には配布されない文書
- CRDsの例には、全メンバーへの配布に間に合わずに提出された書面でのコメントや、会合期間中に会議を行うよう設置された臨時ワーキンググループの報告書が含まれる
- 国が自国の立場を表明するために CRDs を使う場合、その国は支持を得ることがより難しくなるかもしれない

モジュール 2.7 (続き)

採択された文書

規格は、CODEX STAN または CX STAN に続いて文字（選ばれた規格に関する）と数字、それから規格が採択された年および適切な場合には、修正された年で識別されるだろう。例えば、野菜油脂に関するコーデックス規格は CX STAN 210-1999 と識別される。

勧告される実施規範と指針は類似の識別システムに従う。例えば、無菌で加工され包装されたサンドの低い食品に対するコードは、CAC/RCP 40-1993 と識別される。表示内容[claim]に関するコーデックス一般指針は CAC/GL 1-1979(Rev. 1-1991)と識別される。

文書は以下から入手可能である...

- ・ 加盟国のコーデックス・コンタクト・ポイント
- ・ コーデックスウェブサイト
- ・ FAO 販売局
- ・ FAO 販売およびマーケティンググループ

モジュール 2.8

FAO/WHO コーデックス トレーニングパッケージ

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.8

コーデックス規格にフォーマットは存在 するか

コーデックス規格にフォーマットは存在 するか

- ・ 個別食品規格に対するフォーマットは、一律の提示を可能にする
- ・ 実施規範、指針もしくは勧告には適用されない

なぜフォーマットが使われるべきなのか

- ・ コーデックス委員会の下部機関を、個別食品規格を一定の方法で提示するように導く
- ・ 規格作成への体系的なアプローチを容易にする
- ・ 体系的なアプローチは、消費者を保護するために不可欠な要素のすべてが特定され、記載されていることを確保するのに役立つ
- ・ フォーマットは、各国政府によって一つのモデルとしても使用されうる

商品規格の構成要素

1. 名称
2. 範囲
3. 説明
4. 重要な構成要素および品質要素
5. 食品添加物
6. 汚染物質
7. 衛生
8. 度量衡
9. 表示
10. 分析およびサンプリング方法

1. 規格の名称

- ・ できるだけ明瞭で簡潔に
- ・ 通常は、その規格が対象にしている食品が（その名称で）知られている一般名称
- ・ その規格が2種類以上の食品を対象にするならば、それらをすべて対象にする総称名が使用されてもよい
- ・ 長い表題は避ける——必要ならば副題を使用する

2. 範囲

- ・ 規格が適用される食品あるいは食品群について、明瞭で簡潔な記述
- ・ 2つ以上の製品を対象にする一般的な規則の場合、その規格を適用する特定の製品群が明確にされるべきである

モジュール 2.8 (続き)

3. 説明

- それが由来する原料および、製造プロセスへのすべての必要な言及の表示を、必要に応じて伴う、製品あるいは製品群の定義

4. 重要な構成要素および品質要素

以下を含むすべての量的およびその他の要件を記載すべきである：

- 同一性の特性
- 包装手段についての規定（条項）
- 製品の名称、定義もしくは組成に欠かせない品質要素
- 必須および選択的な原料に関する要件

4. 重要な要素および品質要素 (続き)

- 消費者の健康に影響を与える可能性がある必須品質要素
例：原料の基準
- 不正を防止する目的で、最終製品の品質基準
- 不可欠でない要素は、付録として添付される
例：汚れ

5. 食品添加物

- この項目は、許可された添加物の名称、および適切な場合には、食品における最大量を記載する
- JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) によって設定された ADI (一日摂取許容量) を有し、CCFAC (食品添加物・汚染物質部会) によって検討された添加物のみが許可される
- 表の様式で提示されるべきである：
添加物の名称、最大量（パーセントもしくは mg/kg で）

6. 汚染物質

残留農薬

- コーデックス委員会によって設定された、当該製品の残留農薬の量を、参照により含むべきである

他の汚染物質

- 他の汚染物質（例：重金属）および、必要に応じて、食品における最大許容値
- 表の様式で提示されるべきである：
添加物の名称、最大量（パーセントもしくは mg/kg で）

7. 衛生

- 必要と考えられるすべての義務的な衛生規定が、この項目に含まれるべきである
- 適用可能な衛生実施規範への言及も行われるべきである
- 以下のような記述も記載されるべきである：
「本製品の食品衛生に関する以下の規定は、コーデックス委員会食品衛生部会による承認に従う [承認されている]」

モジュール 2.8 (続き)

8. 度量衡

- ・ この項目には、表示規定以外の、度量衡に関するすべての規定を含めるべきである
- ・ 度量衡は国際標準 (SI) 単位によって表されるべきである

9. 表示

- ・ 規格に記載されるすべての表示規定を含む
- ・ 規定は、『包装食品の表示に関する一般規格』への参照によって含まれるべきである
- ・ 以下の記述も記載されるべきである：
「本製品の表示に関する以下の条項は、コーデックス委員会食品表示部会による承認に従う [承認されている]。」

10. 分析およびサンプリング方法

- ・ 必要とみなされるすべての分析およびサンプリングの方法を、明確にもしくは参照によって含めるべきである
- ・ もし2つ以上の方法が、コーデックス委員会分析・サンプリング方法部会によって同等だと証明されている場合は、これらは代替的とみなすことができ、本項目に、具体的にもしくは参照によって含まれる

10. 分析およびサンプリング方法 (続き)

- ・ 以下の記述も記載されるべきである：
以下に記載される分析およびサンプリング方法は、コーデックス委員会分析・サンプリング手法部会により承認される [承認されている]。

これが8ステップのプロセスを通じて策定される個別食品規格のフォーマットである

FAO/WHO コーデックストレーニングパッケージ

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.9 コーデックス委員会とコーデックス規格の違いは何か

コーデックス委員会とコーデックス規格との間に違いはあるか

- コーデックス委員会
=コーデックスの文書を作成することを
任務とする組織
- コーデックス規格
=規格、指針および関連文書の一群

コーデックス規格の目的

- ・ コーデックス規格は、消費者の健康を保護し食品貿易における公正な慣行を確保するのに役立つ、一定の方法で提示された、国際的に採用された食品規格および助言的性質の条項の一群である。
- ・ コーデックス規格は、調和を促進し、それによって国際貿易を支援するために、食品の定義および必要要件の策定かつ確立を導くこと、および推進することを目的としている。

コーデックス規格の範囲

- ・ 食品衛生
- ・ 農薬残留
- ・ 表示およびプレゼンテーション
- ・ 分析およびサンプリング手法
- ・ 検査および認証
- ・ 食品添加物
- ・ 汚染物質
- ・ 動物用医薬品の残留

コーデックス規格の範囲（続き）

コーデックス規格はまた、以下の形式で助言的性質の規定も含む：

- ・ 実施規範
- ・ 指針
- ・ 他の推奨される措置

コーデックス規格の構成

コーデックス規格は、13巻で構成されている。各巻には、コーデックス委員会によって採択された、その巻に関係した規格が掲載されている：

- 1A 巻 — 一般要件
- 1B 巻 — 一般要件（食品衛生）
- 2A 巻 — 食品中の残留農薬（一般事項）
- 2B 巻 — 食品中の残留農薬（最大残留基準値）
- 3 巻 — 食品中の動物用医薬品の残留
- 4 巻 — 特殊用途食品（乳幼児および小児用食品を含む）

モジュール 2.9 (続き)

コーデックス規格の構成 (続き)

- 5A 巻－ 加工および急速冷凍果実および野菜
- 5B 巻－ 生鮮果実および野菜
- 6 巻－ 果汁
- 7 巻－ 穀物・豆類およびその製品ならびに植物タンパク質
- 8 巻－ 油脂および関連製品

コーデックス規格の構成 (続き)

- 9 巻－ 魚類および水産製品
- 10 巻－ 食肉および食肉製品；スープおよびブロス
- 11 巻－ 糖類、ココア製品および、チョコレートその他各種製品
- 12 巻－ 乳および乳製品
- 13 巻－ 分析およびサンプリング方法

これらの規格はどこで見られるのか

すべての採択されたコーデックス規格、指針、実施規範および勧告は、コーデックス・ウェブサイトに掲載されている：

http://www.codexalimentarius.net/standard_list.asp

農業および動物用医薬品の残留の最大残留基準値も、コーデックス・ウェブサイトで購入できる：

www.codexalimentarius.net

すべてのコーデックス文書は、コーデックス・コンタクト・ポイントから入手できる

これらの規格はどこで見られるのか (続き)

出版物の印刷版も、以下の宛先から注文される：

Sales and Marketing Group
Publishing Management Service
FAO Information Division
Viale delle Terme di Caracalla
00100 Rome, Italy
Eメール： Publications-Sales@fao.org,
Fax： (+39) 06 57053360

FAO/WHO コーデックス
トレーニングパッケージ

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.10

コーデックス規格と WTO の関係はどのよ
うなものか

コーデックス規格と WTO の関係

- ・ 国際食品貿易を管理する WTO 協定の概要
- ・ 参加国の義務
- ・ コーデックス委員会に対する影響

コーデックスに最も重要な WTO 協定

- ・ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures、SPS 協定)
- ・ 貿易の技術的障害に関する協定
(Agreement on Technical Barriers to Trade、TBT 協定)

協定の範囲

- ・ SPS 協定は、人、動物もしくは植物の健康を保護するために適用された措置に関係している
- ・ TBT 協定は、食品だけでなくすべての商品のための強制規格 (technical regulations) および適合性評価手続 (conformity assessment procedures) に関連している

SPS 協定下での加盟国の権利

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用することを確保する。

加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある加盟国の間 (中略) において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。

(1995 年 SPS 協定第 2 条)

SPS 協定下での加盟国の義務

加盟国に求められるのは：

- ・ 国内措置の基盤を国際規格に置く
- ・ 国内措置の基礎をリスクアセスメントに置く
- ・ その措置が、健康を保護するのに必要であることを確保する
- ・ 海外の供給元に対して不当な差別がないことを確保する
- ・ 国際規格の検討および作成を推進する